省　　令

○総務省令第二十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百三十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣　金子　恭之

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第十六号中「第五十三条第七十項若しくは第七十三項又は第三百二十一条の八第六十七項若しくは第七十項」を「第五十三条第七十二項若しくは第七十五項又は第三百二十一条の八第六十九項若しくは第七十二項」に改める。

第一条の十二の二第二項及び第一条の十二の三第二項中「附記し」を「付記し」に改める。

第一条の十九（見出しを含む。）中「第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項」を「第七条の十九第九項及び第四十八条の九の二第十項」に改め、同条第二号中「第七条の十九第六項」を「第七条の十九第八項」に改め、同条第三号中「第四十八条の九の二第七項」を「第四十八条の九の二第九項」に改める。

第二条の二第四項中「及び次項」を「、次項、次条、第二条の三の三及び第二条の三の六」に改め、同項ただし書中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「第百九十五条第四項」の下に「、第百九十五条の二第二項」を加え、「提示した」を「提示し、又は次条第三項若しくは第四項、第二条の三の三第十項、第十一項若しくは第二条の三の六第九項、第十項若しくは第十二項の規定により提出した」に改め、同条第五項ただし書中「次条第三項、第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項」を「次条第五項、第二条の三の三第十二項若しくは第十三項又は第二条の三の六第十一項若しくは第十二項」に、「次条第四項」を「次条第六項」に改める。

第二条の三の見出し中「附記」を「付記」に改め、同条第一項中「第三百十七条の三第二項の」の下に「確定申告書に記載された事項で」を加え、同条第二項中「附記し」を「付記し」に改め、同項第七号の次に次の二号を加える。

七の二　道府県民税又は市町村民税の納税義務者（前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。次号、次条、第二条の三の三、第二条の三の五及び第二条の三の六において同じ。）に係る所得を有する者であつて、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）（イにおいて「申告対象配偶者」という。）の次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び個人番号並びにその者の前年の合計所得金額（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日並びにその者の前年の合計所得金額）並びに申告者と別居している申告対象配偶者については、当該申告対象配偶者の住所並びに国外居住者である申告対象配偶者については、その旨

ロ　その他参考となるべき事項

七の三　扶養親族（退職手当等に係る所得を有するものに限る。イにおいて同じ。）の次に掲げる事項

イ　氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに国外居住者である扶養親族については、その旨

ロ　その他参考となるべき事項

第二条の三第二項第八号中「控除対象扶養親族」の下に「又は前号に掲げるもの」を加え、同項第九号中「その旨」の下に「並びにその他参考となるべき事項」を加え、同項第十号を削り、同条第四項中「前項第九号」を「第二項第九号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第八号」を「第二項第七号の三又は第八号」に改め、同項ただし書中「第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項」を「第二条の三の三第十二項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十一項若しくは第十二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　国外居住者に係る前項第七号の二又は第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第四項、第百九十五条第四項、第百九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4　国外居住者に係る第二項第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第四項、第百九十五条第四項、第百九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

第二条の三の二の見出し中「給与所得者の扶養親族申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二条の三の四第一項」を「第二条の三の四第一項第一号」に、「給与所得者の扶養親族申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書」に改め、同条第二項中「給与所得者の扶養親族申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書」に、「又は国外扶養親族証明書類」を「又は次条第十三項の規定により提出される書類」に、「当該国外扶養親族証明書類」を「これらの書類」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　次の各号に掲げる法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族等申告書に記載することとされている氏名は、当該各号に定める氏名に限るものとする。

一　法第四十五条の三の二第一項第二号及び第三百十七条の三の二第一項第二号に規定する自己と生計を一にする配偶者（以下この号、次条及び第二条の三の六において「申告対象配偶者」という。）の氏名　退職手当等に係る所得を有する申告対象配偶者の氏名

二　扶養親族の氏名　控除対象扶養親族（退職手当等に係る所得を有しない者に限る。）以外の扶養親族の氏名